

鳥越中学校いじめ防止基本方針



令和元年 9 月

白山市立鳥越中学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校のいじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針を策定するものである。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

【留意事項】

○個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦悩を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。確認する際に、行為の起ったときのいじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校のいじめ問題対策チームを活用して行う。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

○インターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

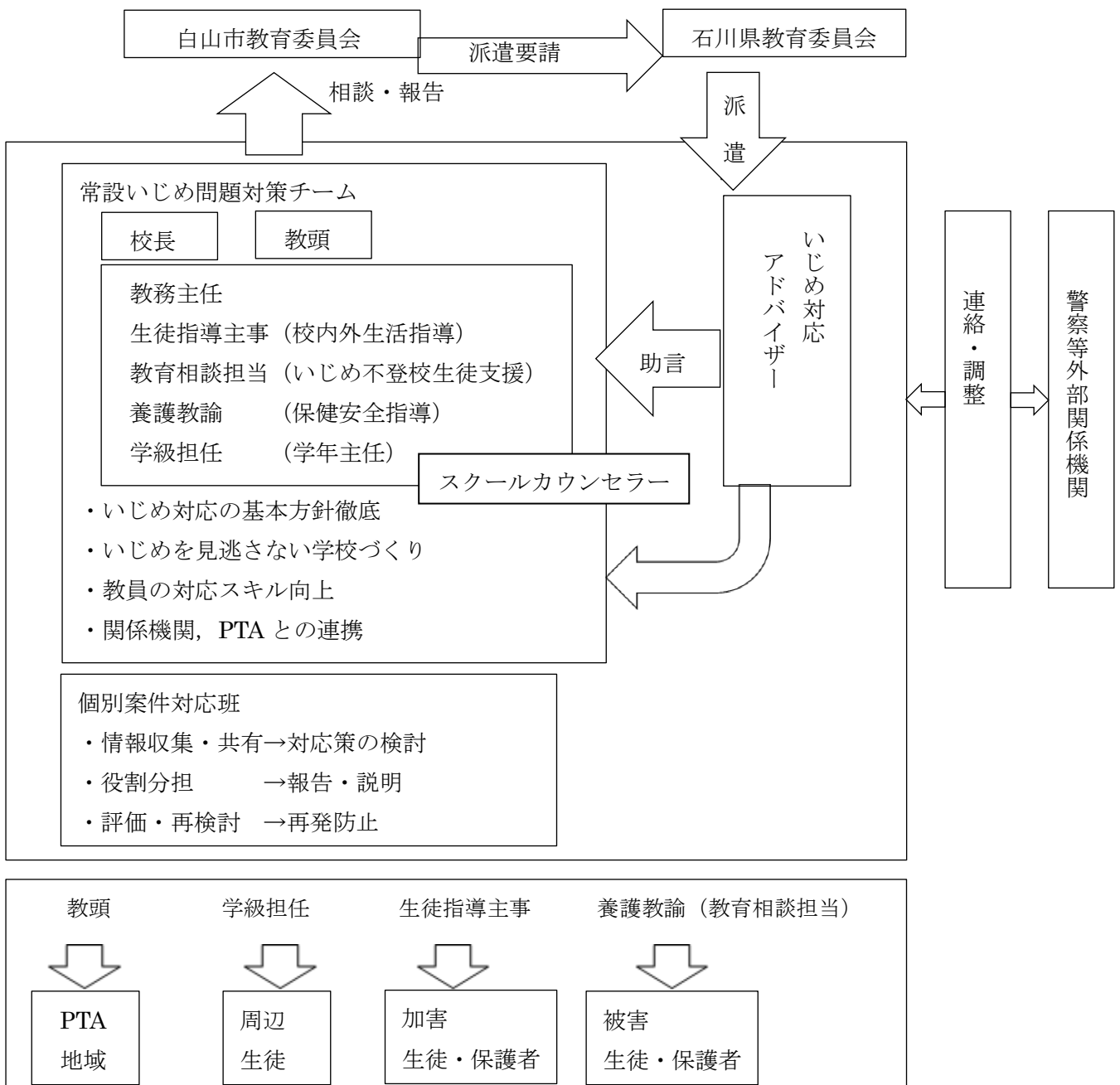
○いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に 警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) 組織図



(2) いじめの理解

いじめは生徒の心身の健全な発達に深刻な影響を及ぼし、不登校、自殺、殺人など引き起こす背景ともなる重大な問題である。最近のいじめは携帯電話やパソコンの介在により、一層見えにくくなっている。いじめは誰もが加害者にも被害者にもなり得るものであると認識することが重要である。

(3) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(4) いじめの早期発見

いじめの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める必要がある。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。

(5) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(6) 地域や家庭との連携

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、白山市教育委員会（以下「市教委」という。）学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる必要がある。

(7) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（児童相談所、白山警察署、医師、臨床心理士等）との適切な連携が必要であり、平素から、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

3 いじめの防止等のために実施すべき施策

校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、市教委とも適切に連携の上、実情に応じた対策を推進する。

(1) 実施する施策

① 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめ防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実に図る。

② 生徒主体的な取組の推進

生徒が学級活動や生徒会活動等の特別活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う積極的生徒指導の充実に図る。

③ 生徒及び保護者等に対してのいじめ防止啓発活動の推進

生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動の充実に図る。

④ 毎月のいじめアンケートの実施

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査を実施する。

⑤ 市派遣相談員・スクールカウンセラーによる相談体制の整備

生徒・保護者からの相談を受ける体制の充実に図り、教職員との協力体制の整備も図る。

⑥ 教育相談対応の向上を図る教職員研修の充実

いじめ防止等を含めた教育相談対応を向上させるための校内研修会を実施する。

⑦ ネットいじめ等の防止と啓発活動の実施

生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう必要な啓発活動を実施する。

⑧ いじめ問題対策チームの常設といじめ対応アドバイザーの協力体制の整備

いじめ問題対策チームを常設し、いじめを見逃さない学校づくり、教職員の対応力向上に努め、いじめ対応アドバイザーとの協力体制を整備する。

(2) 「いじめ問題対策チーム」の設置

いじめ防止対策推進法第 22 条に基づき、いじめ対策についての総括的組織として「いじめ問題対策チーム」を設置する。いじめ問題対策チームは、本校におけるいじめの防止等に関する措

置を実効的に行うため、複数の教職員・いじめ対応アドバイザーにより構成される。

① 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任
いじめ対応アドバイザー、スクールカウンセラーとする。

② 機能・役割

- ア いじめを見逃さない学校づくりの推進
- イ 学校や教職員のいじめ問題への対応力向上
- ウ 「基本方針」の策定並びに教職員及び生徒・保護者、地域に対する周知
- エ 家庭や地域、関係機関との日常的な情報交換による「風通しのよい学校」づくりの推進
- オ スクールカウンセラー等関係機関と連携したいじめ問題への対応
- カ いじめ問題発生時における個別案件対応班の編制と指示
- キ 基本方針の策定から3年を目途に見直しを検討する

(3) 重大事態への対処

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、市教委へ、事態発生について報告する。

② 個別案件対応班による調査

いじめ防止対策推進法第28条に定める重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに、個別案件対応班を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

ア いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

イ いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査を実施する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。

④ 調査結果の報告

ア 調査結果は市教委に報告する。

イ 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者

や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もあるので、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリング活動を実施する。

4 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	取組内容	備考
4月	「いじめ問題対策チーム」設置 「学校いじめ防止基本方針」の確認と昨年度の実態確認・共有	
5月	第1回生活アンケートの実施及び懇談 第1回「いじめ問題対策チーム」会議の実施 「学校いじめ防止基本方針」のホームページ掲載	
6月	第1回いじめアンケートの実施 第2回「いじめ問題対策チーム」会議の実施 スクールカウンセラーによる個人懇談	
7月	第1回いじめ対応アドバイザー連携会議の実施 第2回いじめアンケートの実施 第3回「いじめ問題対策チーム」会議の実施 スクールカウンセラーによる個人懇談	
8月		
9月	運動会での配慮 第3回いじめアンケートの実施 第4回「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
10月	第2回生活アンケートの実施及び懇談 第5回「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
11月	文化発表会での配慮 QUアンケートの実施 第4回いじめアンケートの実施 第6回「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
12月	第2回いじめ対応アドバイザー連携会議の実施	
1月	次年度に向けた見直しや取組計画 第5回いじめアンケートの実施及び懇談 第7回「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
2月	第3回生活アンケートの実施及び懇談 第7回「いじめ問題対策チーム」会議の実施	
3月	第7回いじめアンケートの実施及び懇談 第8回「いじめ問題対策チーム」会議の実施、1年間のまとめ	